

取引条件の表示事項・イシューアからの書面交付事項・加盟店からの情報提供事項の比較

イシューアからのカード発行時の取引条件の表示事項について(要旨)

法律 (第30条)		省令 (第36条)	
第1項	第1号	商品等の代金等の支払期間・回数	
	第2号	手数料の料率	
	第3号	第36条第3項第1号	支払金額の具体的算定例
		第2号	利用限度額について定めがあるときは、その金額
		第3号	その他、カード等の利用に関する特約があるときは、その内容

イシューアからのカード利用時の書面交付事項について(要旨)

法律 (第30条の2の3第1項)		省令 (第49条)		カード利用の都度 変化することが想 定されない事項
第1項	第1号	手数料も含めた購入者等の支払総額		
	第2号	各回ごとの支払額及び支払いの時期及び方法		
	第3号	第49条第1項第1号	イシューアの名称及び住所又は電話番号	○
			加盟店の名称	
		第2号	契約年月日	
		第3号	支払回数	
		第4号	クレジットカード決済について、購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号	○
		第5号	クレジットカード会社に対する抗弁に関する事項	○
		第6号	クレジットカード決済に関する契約の解除に関する定めがあるときは、その内容	○
		第7号	支払時期の到来していない各回毎の支払金額を請求することについての定めがあるときは、その内容	○
		第8号	各回毎の支払がなされない場合の損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときは、その内容	○
		第9号	その他、特約があるときは、その内容	○

加盟店からのカード利用時の情報提供事項について(要旨)

法律 (第30条の2の3第4項)		省令 (第54条)		イシューアからの 書面交付と重複し ている事項
第4項	第1号	商品等の価格		○
	第2号	契約締結時に商品の引渡し等をしていない場合には、その引渡し等の時期		
	第3号	契約の解除に関する定めがあるときは、その内容		
	第4号	第54条第1項第1号	加盟店の名称及び住所又は電話番号	○ (名称のみ)
		第2号	契約年月日	○
		第3号	商品名	
		第4号	商品の商標又は製造者及び機種又は型式(権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類)	※
		第5号	商品の数量等	
		第6号	商品の販売契約等について購入者等が問合わせ、相談等を行うことができる機関の名称及び住所又は電話番号	
		第7号	役務の提供が商品又は指定権利の販売の条件となつているときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務に関する事項	
		第8号	商品の販売が指定権利の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該商品の内容、引渡し時期その他当該商品に関する事項	
		第9号	権利の販売が商品の販売又は役務の提供の条件となつているときは、当該権利の内容、移転時期その他当該権利に関する事項	
		第10号	商品に隠れた瑕疵がある場合の責任についての定めがあるときは、その内容	
		第11号	その他、特約があるときは、その内容	
		第12号	販売契約等が連鎖販売個人契約又は業務提供誘引販売個人契約であるときは、その旨	

※取引条件の表示事項・イシューアからの書面交付事項・加盟店からの情報提供事項は包括信用購入あつせんの取引の場合にのみ義務付けられている。